

制限緩和に必要な感染防止対策の確認票

制限緩和を行うにあたっては、以下の取組の全てを実施する必要がありますので、実施する取組の実施確認欄に印をお願いします。

制限緩和に必要な感染防止対策	実施確認欄
① 参加者にこまめな手洗を奨励するとともに、施設内のこまめな消毒及び手指消毒用の消毒液の設置など、会場において消毒を徹底して行う。	□
② マスクを持参していない者がいた場合は、主催者側でマスクを配布・販売し、着用率100%を担保する。	□
③ 来場者や出演者に検温を実施し、有症状の来場者には入場を断り、有症状の出演者には出演・練習を控えさせるなど、有症状者の入場・出演を確実に防止する措置を徹底する。	□
④ イベント前後における感染防止の注意喚起を行うとともに、有症状者に対して入場を断る場合に備え、払い戻しに関する措置等を規定し、事前に明確化にしておく。	□
⑤ 事前予約時又は入場時に連絡先を確実に把握することや、接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスのダウンロード促進等の具体的措置を講じる。（例：アプリのQRコードを入口に掲示すること等）	□
⑥ 大声を出す者がいた場合、個別に注意、対応等ができるよう人員を配置するなど体制を整備する。	□
⑦ 演者が歌唱等を行う場合は、舞台から観客まで一定の距離（最低2m）を確保する。	□
⑧ スポーツイベント等では、ラッパ等の鳴り物を禁止し、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備する。	□
⑨ 入退場列や休憩時間の密集を回避する措置（人員の配置、導線の確保等）、法令を遵守した空調設備の設置及び十分な換気等を行う。	□
⑩ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限を行うなど、休憩時間中及びイベント前後の食事等での感染を防止する。	□
⑪ 入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合は、その収容能力に応じ、目安の人数上限等を下回る制限を実施する。	□
⑫ 演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じ、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる。	□
⑬ 公共交通機関・飲食店等での密集を回避するため、交通機関・飲食店等の分散利用を注意喚起し、可能な限り予約システム等の活用により分散利用を促進する。	□
⑭ 以上の措置が、イベント管理者及び施設管理者の双方において、「業種別ガイドライン」により担保され、かつ、主催者が感染防止の取組を公表している。	□